

石狩湾新港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

〔平成28年12月9日〕
〔条例第5号〕

(目的)

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第40条第1項の規定に基づき、臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の建設等について規制し、港湾施設の利用の増進並びに港湾の適正な管理及び運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「商港区」、「工業港区」、「漁港区」及び「保安港区」とは、法第39条第1項の規定により管理者が指定した「商港区」、「工業港区」、「漁港区」及び「保安港区」をいう。

(禁止構築物)

第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次に掲げるものとする。ただし、管理者が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

- (1) 商港区の区域内においては、別表第1に掲げる構築物以外のもの
- (2) 工業港区の区域内においては、別表第2に掲げる構築物以外のもの
- (3) 漁港区の区域内においては、別表第3に掲げる構築物以外のもの
- (4) 保安港区の区域内においては、別表第4に掲げる構築物以外のもの

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第5条 法第40条第1項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

別表第1（第3条関係）

(商港区)

- (1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他管理者が指定する事業を行う者の施設

- (3) 港湾関連企業及びこれに従事する者のための会議場施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設
- (4) 港湾及び海洋についての情報処理施設、電気通信施設その他管理者が指定するこれらに類する施設
- (5) トラックターミナル、卸売市場（水産物卸売市場を除く。）その他の流通業務施設
- (6) 第2号から前号までの施設に従事する者のための休憩所、宿泊所、診療所その他管理者が指定する福利厚生施設
- (7) 管理者が指定する官公署の施設
- (8) 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店、ガソリンスタンドその他管理者が指定する便益施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に該当するものを除く。）

別表第2（第3条関係）

（工業港区）

- (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- (2) 原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及び事務所並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設その他管理者が指定するこれらに類する施設
- (3) 別表第1第2号に定めるもの
- (4) 前2号の施設に従事する者のための休憩所、診療所その他管理者が指定する福利厚生施設
- (5) 別表第1第7号に定めるもの
- (6) 別表第1第8号に定めるもの

別表第3（第3条関係）

（漁港区）

- (1) 法第2条第5項第2号、第4号、第5号及び第9号から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) 漁船のための係留施設、燃料補給施設、給水施設及び給氷施設
- (3) 漁船の修理施設及び造船施設並びにこれらの附帯施設
- (4) 水産物の荷さばき及び流通に必要な施設
- (5) 漁舎、魚干場その他水産物の処理に必要な施設
- (6) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
- (7) 製氷工場、冷凍工場その他水産物の加工工場及びこれらの附帯施設
- (8) 網干場、網倉庫その他漁具の補修及び保管に必要な施設
- (9) 漁船乗組員及び漁業関係者の休憩所、宿泊所及び診療所その他管理者が指定する福利厚生施設
- (10) 漁業会社、漁業組合その他の水産物関連事業を営む事務所及び工場並びにこれらの附帯施設

(11)別表第1第7号に定めるもの

(12)前各号の施設に従事する者及びその利用者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店及び飲食店その他管理者が指定する便益施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に該当するものを除く。）

(13)水産物の販売等を主たる目的とする店舗で管理者が指定するもの

別表第4（第3条関係）

（保安港区）

(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号の2から第10号の2に掲げる港湾施設

(2) 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設

(3) 消火施設その他の危険防止施設

(4) 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所及びその附帯施設

(5) 別表第1第7号に定めるもの